

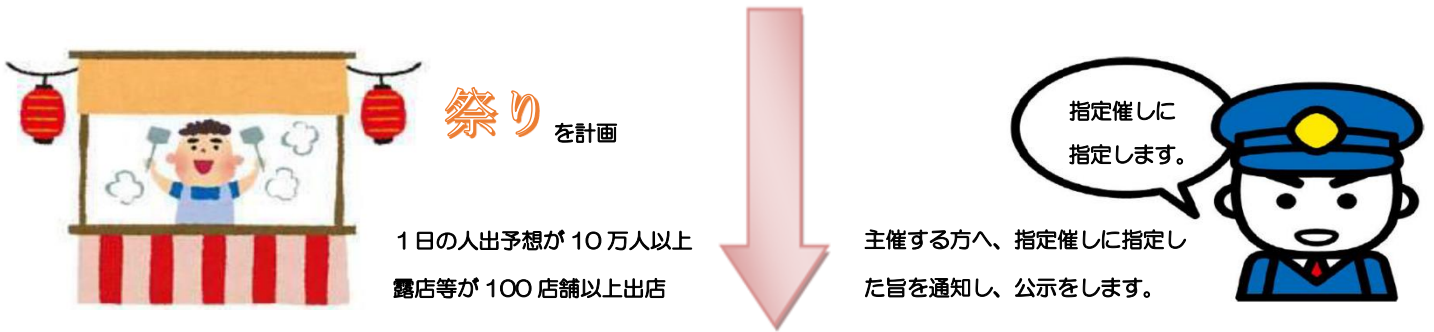
指定催しについて

青森地域広域事務組合火災予防条例

施行日 平成26年8月1日

《指定催しとは》 条例第79条

祭礼、縁日、花火大会などの屋外での催しのうち、1日の人出予想が10万人以上で主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗を越える大規模な催しを計画している場合、消防長が指定催しに指定します。



《指定催しを主催する方の業務》 条例第80条

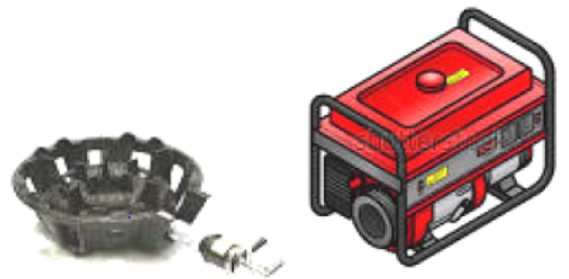
防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成し、計画に基づく業務を行います。

火災予防上必要な業務に関する計画

- (1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- (2) 火気等を取扱う器具の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
- (3) 火気等を取扱う器具を使用し、又は危険物を取り扱う露店等及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
- (4) 火気等を取扱う器具に対する消火準備に関すること。
- (5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (6) そのほか、火災予防上必要な業務に関すること。

《火気等を取扱う器具に該当するもの》

- ◇ 気体燃料を使用する器具（ガスコンロ・ガスストーブなど）
- ◇ 液体燃料を使用する器具（発電機・石油ストーブなど）
- ◇ 固体燃料を使用する器具（薪ストーブ・炭コンロなど）
- ◇ 電気を熱源とする器具（電気コンロ・電気ストーブなど）



消防本部予防課	中央消防署	東消防署	浪岡消防署	平内消防署
TEL017-775-0853	TEL017-775-0855	TEL017-741-0613	TEL0172-62-3119	017-755-3119